

## 民族語獲得・維持へのとりくみ

—在日朝鮮人の民族子ども会・民族学級・民族学校を中心に—

藤井幸之助

### 論文要旨

朝鮮人が日本に定住するようになって一世紀がたつ。在日朝鮮人にとっての民族語を考えるにあたって、朝鮮半島で生まれ育ち、朝鮮語を第一言語とする一世と、日本で生まれ育ち、日本語を第一言語とする二世以降の世代の間には大きなギャップがあることを考慮する必要がある。

この研究では、日本語を第一言語にし、一世に直接接触する機会の少なくなった三世以降の世代がどのようにして民族語を獲得し、維持していくのかについて、そのとりくみについて考察する。その際に重要なのは、家庭や地域よりも、民族子ども会・民族学級・民族学校などの朝鮮語をふくめた民族教育をおこなう場である。

民族名を名のることさえ困難の多い日本社会で、在日朝鮮人が民族語である朝鮮語を獲得・維持するために必要なことは何か？もちろん、在日朝鮮人自らの努力が必要だが、日本政府や地方自治体が、在日朝鮮人の歴史的経緯をふまえた上で、その教育権を充分理解し、自主性を尊重し、支援していくことなくして、その実現はむずかしい。

〔キーワード…在日朝鮮人・日本語母語話者・民族語獲得・維持〕

### 0. はじめに—在日朝鮮人とは

朝鮮人が日本に暮らすようになつて一〇〇年がたち、戦後（解放後）五〇余年たつた現在も、在日朝鮮人人口に関する正確な統計はない。

【表1】 外国人登録〔朝鮮籍・韓国籍者〕年齢・性別分布（1959年末・1999年末）

性別	年齢	0~	10~	20~	30~	40~	50~	60~	70~	計
女'59末		6,7082	7,7496	4,5590	3,4277	2,4773	1,4640	5819	2397	27,2077
女'99末		2,0501	3,3166	5,6666	5,8434	5,7024	4,7400	3,0542	2,7383	33,1116
男'59末		7,1501	8,2017	4,8859	5,0338	4,2826	2,7351	1,0596	1959	33,5456
男'99末		2,1665	3,4225	5,4602	5,2174	4,8639	4,5728	2,5824	2,2575	30,5432

【李節子（2001:14-15）】より作成。'59年統計は法務省入国管理局内入管統計協会編（1990:20）『我が国をめぐる国際人流れの変遷』、'99年統計は法務省編『在留外国人統計』より。日本語の数体系にあうように万単位で位取りした。

二〇〇〇年末現在における外国人登録者数は一六八万六四四四人で、うち、朝鮮籍・韓国籍者は六三万五二六九人である。在留資格別で見ると、旧植民地出身者とその子や孫である「特別永住者」が五〇万七四二九人、「一般永住者」が三万一九五五人、「日本人の配偶者等」が二万一〇五七人、「定住者」が九五〇九人、「留学」が一万四八四八人、「就学」が七四三三人、「永住者の配偶者等」が三五六〇人、「家族滞在」が一万三五一六人がほかとなっている【（財）入管協会（二〇〇一）】。

日本国籍取得、または祖父母・父母の一方が日本国籍者であることから、日本国籍、もしくは二重国籍の日本籍朝鮮人推定三八万人をあわせて、約九〇万人を在日朝鮮人と考えられる【在日韓国人問題研究所（二〇〇二・一〇）】。

戦前（解放前）に渡日した、朝鮮語（おもに方言）が第一言語（生得言語）の在日朝鮮人一世はすでに在日朝鮮人総人口の一〇%（あるいは五%）を下まわったといわれる。また、二世以降の在日朝鮮人で朝鮮語のわかる人が何人いるかもよくわからない<sup>(1)</sup>。

【表1】をみると、一九五九年から一九九九年の四〇年間で外国人登録をする朝鮮籍・韓国籍者の子どもは三分の一に減少し、七〇歳以上は一〇倍以上にふえているのがわかる。日本社会の中で在日朝鮮人も少子・高齢化がすすんでいることから、在日朝鮮人社会における言語環境は大きな変化がおこっていると考えられる。

### 1. 在日朝鮮人が民族語を獲得するために

在日朝鮮人についての社会言語学分野の研究では、一世を対象にした、日本語との混用や言語接触についての博士論文【金静子（二〇〇〇）】、【金美善（二〇〇一）】も生まれている。一世の介護の問題が語られるとき、脳の老化により第三言語の日本語が出にくくなることから、日本語によるケアでは不充分で、朝鮮語によるケアの必要性が論じられるようになってきた【（社）大阪国際理解教育研究センター（一九九九・八一一五）】。それに

対して、日本で生まれ育ち、日本語を第一言語としている一世以降の世代についての言語に関する研究も少しづつてきてはいるが、まだ多くはない（2・先行研究を参照）。

スカットウナブリケンガスによると、「後から習得される言語の基本的対人伝達能力については、ごく短期間のうちに、その言語のモノリンガルのそれと同じレベルに達するが、認知・学習言語能力については、相当期間が必要であると考えられ、例えば保育園あるいはそれより後の年齢時に、異なる言語環境に移った子どもの場合には、この言語の認知・学習言語能力を同年齢の子どもと同じレベルまで発達させるのに、四～七年かかるのではないかと考えられている」【山本雅代（一九九六・八九）】という。

三世以降の在日朝鮮人は日常生活のほとんどを日本語でおこなっている。集団としてみたとき、在日朝鮮人が朝鮮語を維持していないのは、歴史的経過に大きくよっていることは言うまでもない。そして、「在日コリアンにとっての母国語はコミュニケーションの手段からアイデンティティを表明するためのシンボル化している」【金美善（きみよし）（一〇〇一・一五）】現状で、民族語である朝鮮語を第二言語として獲得・維持することにはかなりの困難をともなうことが予想される。

【賀来弓月（一〇〇一・一九六）】は「在日韓国・朝鮮人との関係においては、わが国の多文化主義は、加害者としての多数者集団（日本人）と被害者としての少数者集団（在日韓国・朝鮮人）の間の集団的記憶の問題に適正に対処して、最終的な和解を達成すること、日本国内においての公の政策として彼らの文化とアイデンティティーを承認し、尊敬し、受容し、積極的に奨励することを含まなければならない」としているが、「公の政策」としては、国レベルの法律はもちろんのこと、関西を中心に、全国各地の地方自治体・教育委員会で出されている「在日外国人教育指針・方針」などを見ても、言語について具体的に触れているものはほとんどない【鄭早苗・朴一（ハクイ）・金英達・仲原良二・藤井幸之助編（一九九五）】。

最新の部類にはいる大阪市教育委員会「在日外国人教育基本方針——多文化共生の教育をめざして——」（一〇〇一年六月）では、《基本姿勢》として、在日外国人教育を「①人類普遍の原理である人権尊重の精神に基づき、民族的・文化的背景の異なるすべての人々に対する民族的偏見や差別をなくす、②それぞれの国や民族の文化・歴史などを正しく認識し、相互の立場を理解し、共に生きようとする態度をはぐくむ、③自らの国や民族・文化に対する自覚と誇りをはぐくむ、④将来に展望をもてる学力を保障し、主体的に進路を選択できる選択できる力をはぐくむ、⑤取り組みは全市的課題であり、すべての校園で計画的・系統的に推進する」ものとしている。

日本国外からの児童・生徒に対しては、「日本語の習得とともに、自立した学校生活を送ることができることと、学力の向上や自己実現を図るうえで重要な課題である」とし、「そのため、「日本語指導協力者派遣事業」や「登録通訳者派遣事業」の充実に努めるとともに、今後も「帰国した子どもの教育センター校」のあり方や果たすべき役割について研究・検討を進める。また、日本語指導の内容や方法の研究及び教科学習に対応した日本語対訳補助教材の開発に努める」と具体的に示しているが、在日朝鮮人の子どもに対しては、言語についての項目は見当たらない。予算措置についても明らかでない。

リチャード・リイスは、アメリカの言語政策や言語教育政策において、少数言語の子どもたちの言語と教育のあり方に關して、三つの言語觀があることを指摘している【末藤美津子（二〇〇〇・一五一六）】。

- ① 解決すべき問題としての言語—少数言語の子どもたちが社会の主流言語である英語を理解できず使いこなすことができないことを解決すべき問題ととらえる言語觀。
- ② 権利としての言語—少数民族の子どもたちの母語を用いる権利や母語教育を受ける権利を主張する立場から、社会の主流言語である英語を獲得してメインストリームの教育を受ける権利を主張する立場までを含む多様な言語觀。
- ③ 人的資源としての言語—少数民族の子どもたちの母語を個人および社会にとって有用な資源とみなす言語觀。

本論では、リチャード・リイスのいう②「権利としての言語」、③「人的資源としての言語」という観点を参考にしながら、在日朝鮮人が地域・学校（特に民族子ども会・民族学級・民族学校）等で、どのように民族語を獲得し、維持していくのか、課題は何かを、学齢期の子どもを中心に、いくつかのケースを紹介し、そのプロセスをみたい。本国を離れて年数のたつた在日朝鮮人のような民族的少数者への民族語教育を、日本における言語政策の一環として考える視点を提供できればと考える。また、日本語母語話者にとっての朝鮮語教育をすすめる上でも重要と思われる。

## 2. 先行研究

在日朝鮮人の言語に関する研究は、以下に紹介するさまざまなものがあるが、二世以降の世代の民族語の獲得・維持をあつかったものはまだ多くない。

在日朝鮮人（外国人）を対象にしたアンケート調査の中で、言語使用状況・言語運用能力などを問うたものとして、【神奈川県内在住外国人実態調査委員会（一九八六）】【任栄哲（一九八九）】【京都大学教育学部比較教育学研究室（一九九〇）】【大阪人権研究会・大阪市外国人教育研究協議会（一九九一）】【宮脇弘幸（一九九三）】【韓国兵庫青年会議所企画・辻本久夫ほか（一九九四）】【定住外国人問題研究会（一九九四）】【閔寬植（一九九四）】【福岡安則・金明秀（一九九七）】などがあり、いずれも家庭の中で徐々に民族語が使用されなくなっていることが示されている。

エッセイではあるが、「この日本という場において、朝鮮語を知らない、あるいは、日本語をとおして朝鮮語を学んだ朝鮮人」の可能性について述べた【高史明（一九七二）】、朝鮮大学校における学生たちの朝鮮語獲得・維持のプロセスを紹介した【金賛汀（一九七七）】、在日朝鮮人の言語生活についての【塚本勲（一九六四）】【生越直樹（一九八三）】【熊谷明泰（一九八三）】【塚本勲・金静子（一九九二）】、朝鮮学校の子どもたち（言語使用における語彙理解力・言語干渉について論じた【金徳龍（一九九〇）】（一九九〇）（一九九一））、社会人類学の立場から朝鮮総聯の朝鮮語教育について論じた【キム・イリーナ（一九九四）】、【マーハ・ジョンソン（一九九七）】（一九九七）（一九九七）などがある。在日朝鮮人と民族名の関係について述べた【藤井幸之助（一九九八）】（一九九八）（一九九九）や民族教育と朝鮮語教育との関連についてふれた【藤井幸之助（一九九九）】、言語権の観点からの【藤井幸之助（一九九九）】や朝鮮学校におけるバイリンガル教育の視点からの【李月順（一九九八）】や公立小学校における民族学級の視点からの【宋英子（一九九九）】がある。【植田晃次（一九九九）】は、「民族学校を中心に「総聯」の各機関内やその構成員の間で行われている、主として民族教育によって習得された朝鮮語」を「総聯朝鮮語」と名づけ、「疑似母語化」した朝鮮語について、文献資料を通じて朝鮮学校における「正しい」朝鮮語とはどのようなものかを論じている。

オ』編集部（一九九八）】、「特集：ここがヘンだよ「在日朝鮮語」】【イオ】編集部（二〇〇〇）】などがあり、【朝鮮商工新聞】（二〇〇一）では連載「崩れるコトバ、ウリマルが危ない」（全八回）を掲載した。

日本におけるバイリンガル教育について論じたものに、【山本雅代（一九九一）（一九九六）】【佐藤郡衛（一九九六）】【太田晴雄（一九九八）（二〇〇〇）】【深堀聰子（一九九八）】ほかがあるが、いずれも日本語以外を第一言語とした子どもについての論考であって、日本語を第一言語にした在日朝鮮人にはなかなかあてはまらない。

子どもを対象とした朝鮮語のテキストとして、【姜智子ほか編（一九九二）】【大阪市教育委員会（一九九八）】、市販されているものとしては【韓先熙・金幸子（一九九三）】【ヨコハマハギハッキョ実行委員会・山本すみ子（一九九九）】【金順玉（一〇〇〇）（一〇〇一）（一〇〇二）】、高校生向け朝鮮語テキストとして【高等学校韓国朝鮮語教育ネットワーク西日本ブロック「学習のめやす」研究チーム（一〇〇一）】などがある。

民族団体が発行している新聞の中で、家庭や日常生活での朝鮮語を手軽に学べるように、会話パターンを示しているものとして、【朝鮮新報】連載のメン・リボクシル「ぼくしるおんまの子育てルンルン」「続ぼくしるおんまの子育てルンルン」や【民団新聞】連載の金東俊「韓国語を楽しもう」などがある（いずれも朝鮮文字にルビつき）。

### 3. 日本国政府の在日朝鮮人教育に対する処遇の推移

戦後、日本政府は、一九一〇年から一九四五年にかけての朝鮮植民地統治時代の皇國臣民化政策の反省をしないまま、戦後（解放後）も日本にとどまらざるを得なかつた在日朝鮮人の教育に対して、権利を守る立法もおこなわず、一貫して、差別的対応をし、傍観者の態度をとり続けている。

在日朝鮮人（外国人）の教育・文化に関する法律は現在のところなんら制定されておらず、以下に見るように、文部省通達・通知によるものがあるだけである（傍線筆者）。

① 文部省学校教育局長通達「朝鮮人設立学校の取扱いについて」一九四八年一月

「朝鮮語の教育を課外に行なうことは差支えない」

② 文部省学校教育局長通達「朝鮮人学校に関する問題について」一九四八年五月

「朝鮮人自身で私立の小・中学校を設置し義務教育として最小限度の用件を満たし、その上は法令に許された範囲内において、選択教科・自由研究及び課外の時間に朝鮮語で朝鮮語・朝鮮の歴史・文学等朝鮮人独自の教育を行なうことができる」

「一般の小中学校において義務教育を受けさせるかたわら、放課後又は休日等に朝鮮語の教育を行うことを目的として設置された各種学校に在学させて朝鮮人独自の教育を受けさせることも差支えない」

③ 文部省管理局長・法務府特別審査局長通達「朝鮮人学校に対する措置について」一九四八年一〇月

「教科書は国定教科書・文部省検定教科書を使用することを原則とするが、朝鮮語・朝鮮の歴史について朝鮮人独自の教育をなす場合の図書は所定の認可を受けたものを使用することを遵守させること」

④ 文部事務次官通達「公立学校における朝鮮語等の取扱いについて」一九四九年一一月

「小学校においては学習指導要領において教科書等が限定されているから外国语として朝鮮語・朝鮮の歴史等を教えることはできない。しかし、正規の授業以外に適当な方法によって、これを教えることは差支えない」

「中学校においては外国语として朝鮮語を教えることもできる」

「正規の授業以外に朝鮮語・朝鮮の歴史等を教える場合には、教職不適格者でない限り別段の資格を必要としない」

⑤ 文部事務次官通達「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定における教育関係事項の実施について」一九六五年一二月

「学校教育法第一条に規定する学校に在籍する永住を許可された者およびそれ以外の朝鮮人の教育については、日本人子弟と同様に扱うものとし、教育課程の編成、実施について特別の取り扱いをすべきではないこと」

⑥ 文部事務次官「朝鮮人のみを収容する教育施設の取り扱いについて」一九六五年一二月

「朝鮮人子弟にわが国の公立学校において特別な教育を行うことを認める趣旨でない」

⑦ 文部省初等中等教育局長通知「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する協議における教育関係事項の実施について」

一九九一年一月

「現在地方自治体の判断により学校の課外で行われている韓国語や韓国文化等の学習が今後も支障なく行われるよう日本国政府として配慮すること」

「学校に在籍する在日韓国人に対し、課外において、韓国語や韓国文化等の学習の機会を提供することを制約するものではない」

【鄭早苗・朴一・金英達・仲原良二・藤井幸之助編（一九九五）】

その後も日本政府は、遅滞ながら批准した「国際人権規約B規約」（第二七条）・「子どもの権利条約」（第二九・三〇条）・「人種差別撤廃条約」（第七条）を、国内法より優先されるべき国際条約にもかかわらず、そこでうたわれている民族的権利を民族的少数者に対して保障する考えはないようだ。

二〇〇一年三月にジュネーブで、「人種差別撤廃条約」の日本政府報告書の審議がおこなわれ、人種差別撤廃委員会の最終見解が出された。その中で委員会は、在日外国人・朝鮮人の教育に関して、「日本に居住する外国籍の子どもに関する、小中学校教育が義務教育になつていて、ことに注目する」「コリアン・マイノリティに影響を及ぼしている差別を懸念している。朝鮮学校などの外国人学校を卒業したマイノリティの生徒が、日本の大学に入学するまでの制度的な障害のいくつかを取り除くための努力がおこなわれているものの、委員会は特に、韓国・朝鮮語による学習が認可されていないこと、および在日韓国・朝鮮人の生徒が高等教育へのアクセスにおいて不平等な取扱いを受けていることを懸念している。締約国が、この点における韓国・朝鮮人をはじめとするマイノリティの差別的な取扱いを撤廃するための適切な手段を講じて、また日本の公立学校において、マイノリティ言語による教育へのアクセスを確保するよう勧告する」と述べている【岡本雅享（まことひか）（二〇〇一）】。

しかし、日本政府のみならず、日本人の多くも相も変わらぬ国家＝民族＝言語の「單一民族」国家神話を払拭できないことも在日朝鮮人の民族語獲得・維持を阻害する要因として強く作用していると考えられる。【真田信治（二〇〇一・一六九）】が「日本人は、母語によるアイデンティティの重要さを観念的には理解している。しかし、それを現実の問題として自らの肌で感することはあまりなく、付和雷同型で、かつ自己文化中心主義者が多いように思われる」と控えめに述べていることとも合致する。

一九九七年五月に公布、七月に施行された「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(「アイヌ新法」)は日本国内における異なる民族に対する初めての法律である。ただし、【賀来弓月(二〇〇一・一六四)】が、「同法の内容は、日本民族が過去アイヌ民族に対して加えた罪(抑圧・収奪・差別)に対する償いの要素を欠いており、今後も多文化主義的な償いが問題になりうるケースである」と指摘しているように、非常に不充分なものである。

国や地方自治体の認識の遅れはいかんともしがたいものがあるが、その遅れを取り返そうと民間団体が、積極的に提言している。たとえば、「外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会」が一九九九年にまとめた「外国人住民基本法(案)」第一四条(マイノリティの権利)では、次のようにまとめている。

すべて外国人住民は、国際人権法がマイノリティに保障する権利を、個人的に、および集団的に、とくに次の諸権利を享有する。

- a. 自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰し、かつ実践し、および自己の言語を使用する権利。
- b. 自己の言語・文化・歴史および伝統について教育を受ける権利。
- c. 前項(a)および(b)の権利を享有するために必要な活動に参加し、団体を結社し維持する権利。
- d. 自己の民族的・文化的および宗教的独自性の維持と発展に関連する国および地方公共団体の意思決定に参加する権利。
- a. 民族名を使用する権利。

これらが日本の国会で議論されるのはいつのことになるだろうか。

【外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会(一九九九・六二)】

学校に通う、日本語のできない子どもについては、一九九一年から二年おきに(九七年からは毎年)、文部省(現、文部科学省)がおこなっている「日本語教育が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況」という調査統計があるが、在日朝鮮人の子どもについての統計は一切ない。また、五年に一回おこなわれる国勢調査では、すべての住民を対象にしているため、調査票を日本語以外にも多言語で作成しているが、これはあくまでも外国人住民のデータをあつめるためであり、民族やどの言語を使うかをたずねる項目はない。子どもに限らず、日本に暮らす外国人がどのような言語をつかっているかというような統計自体がないのである<sup>(2)</sup>。

#### 4・家庭で継承される言語

322

ことばの継承は、通常、家庭の中でおこなわれ、学校教育を通じて文字等を習得していく。一世一世は一世のことばを家庭や地域の中で聞き覚えること（一世には非識字者が少なくない）が可能であった。たとえば、作家ヤンソギル梁石日の次のような回想がある。

「韓国に十年滞在しているという在日三世の若い女性が私の通訳をしてくれた。その一方で、私は全神経を集中させて韓国語を理解しようと努めた。全神経を張りめぐらせ、感性を針のように鋭敏に反応させて相手の表情を読み取ると、不思議なことに韓国語がある程度わかつてくるのである。幼い頃、韓国語しかしゃべらなかつた母の言葉が蘇つてくるのだった。母は訪ねてくる友人、知人、近所の人たちとの会話は濟州島語であつた。私と母との会話も母は濟州島語をしゃべり、私は日本語を使って意志の疎通をはかっていた。私はほんどの韓国語、とくに濟州島語を理解していた。それらの言葉は私の体内リズムとしていまも記憶の底に残っているのである。母を想い出すたびに、あるいは朝鮮人長屋を想い出すたびに、それらの言葉が感情の起伏とともに渾然一体となつて覚醒してくるのだ。言葉というものは身体のリズムと密接な関係にある。居酒屋に集まってきた人たちの韓国語のリズムは私の感情の起伏と符合し、とぎれとぎれではあるが、理解できる単語をつなぎあわせることで何を言わんとしているかがわかるのだった。（中略） 濟州島はその時で四回目だったが、濟州島の空港に着き、濟州島語を耳にしたとたん、私の口からごく自然に片ことの濟州島語がもれていた。もちろん同伴していた者は驚いていたが、一番驚いたのは私である。その夜、私は濟州島の人たちとはほとんど通訳なしで話し合うことができた。何か偉大な魂に導かれるようにな。」

【梁石日ヤンソギル（二〇〇一・二三三一—二三五）】

【小倉紀藏（二〇〇一・二三一—二三二）】は「六〇数万人いる在日韓国・朝鮮人のうちの多くはすでに日本語を母語としており、言語的に朝鮮語を解さないばかりではなく文化的にも朝鮮半島とは無縁になっている」と断定的に述べているが、いささか現実を反映していない感がある。実際には朝鮮語がわからないという一・三世以降の世代にも、家庭での日常生活を通じて、少なからぬ朝鮮語が単語・表現レベルで継

承されている【金蒼生(キムチヤンセヨン)】(一九九九)。

たとえば、親族呼称のオモニ▽オンマ(母)・アボヂ▽アッバ(父)・ハルモニ▽ハンメ・ハマニ(祖母)・ハラボヂ▽ハルベ・ハイベ(祖父)・コモ(父方のおば)・イモ(母方のおば)・クヌメ(伯母)・クナブヂ・サムチュン▽サンチュン(おじ)・チヨック(おい)や日常生活用語のスッカラ「ク」(さじ)・チヨックカラ「ク」(箸)・キムチ▽チムチ(朝鮮漬け)・サンチュ(ちしゃ)・チエサ(祭祀)などである。筆者の朝鮮語の授業に出ていた三世の学生は祖母の「アイゴ、チユッケッタ」(ああ、たまらない)という口癖をよく覚えていた。【趙義成(チョウイソン)】の朝鮮語教室ホームページで紹介されている「幼い頃、ハンメの家を訪ねるとき、母にいつも「ハンメにちゃんとインサするんだよ」と諭された」という話もある(インサはあいさつの意)。

日常の食生活から親しむことばがあつたり、普段は核家族であつても、冠婚葬祭のおりには一世を含む親戚が一堂に会することがあり、そこで子どもたちが見聞きすることはことばを含めて少なくない。「はし」「スッカラ」など朝鮮語と日本語の区別も知らないまま使っている場合もあるのである【玄善允(ヒョンソニュン)】(一〇〇二・四九一五三)。

しかし、在日朝鮮人家庭もますます核家族化し、一世との接触の機会が少なくなる中、家庭内だけで民族語を継承することはすいぶんむずかしくなってきた。そこで大きな役割を果たすのが行政の事業や自主的にとりくまれる民族子ども会や公立学校に設置された民族学級や朝鮮人自身が運営する民族学校である。以下に、いくつかのケースを見ていく。

## 5. 民族子ども会(地域子ども会)

トップカビ子ども会(大阪府八尾市安中青少年会館分室)。「トップカビ」は「トッケビ」の方言形で小鬼・おぼけの意)は、一九七四年に在日朝鮮人の地域子ども会として発足し、のちに八尾市教育委員会が行政的な措置をおこなうようになった。二年ほど前から、中国・ベトナムからの子どもたちの受け入れもおこなっている。

「日本で生活する外国籍を持つ子どもならびに、日本国籍を持つ民族的マイノリティの子どもたちが、自分のルーツを大切にしながら生きていくよう、子どもたち自身が持つ多様な文化的・社会的背景を理解する取り組みを行っています」。

放課後の活動の中で、単語・あいさつことばレベルではあるが、朝鮮語・中国語・ベトナム語を平行して学ぶ。指導員はすべて在日朝鮮人で、ほとんどが日本語モノリンガル（韓国へ祖國留学して朝鮮語を学んだ者もいる）である。

大和高田ケグリオリニ会（奈良県大和高田市。「ケグリ」はかかる、「オリニ」は子どもの意）は「在日韓国・朝鮮人の子どもたちに自分のルーツ＝自分自身を識り、未来と共に開拓し、人間の尊厳を取り戻す教育の機会を提供する」目的で、一九九四年一〇月に活動を開始した。オリニ会定期会の活動内容としては、毎月第三土曜日に市内の小・中学校等で開催し、「人権学習を機軸に歴史学習・現状学習・文化学習（民族衣装・楽器・料理・言語等）を体感できる手法で行っています。また、進路・生活相談なども交流しています」という。

大阪府豊中市の場合、市内小・中学校には民族学級がない。全市的には「夏期学校」をとりくんでいる。とよなか国際交流協会で、一九九一年秋に始まった文部（科学）省の「地域ですすめる子ども外国語学習の推進」事業の一環として、「ワクワクハングル講座 PART II」と「韓国・朝鮮の言葉と遊びのつどい」の二つのとりくみがなされている。

#### ■ 豊中市「ワクワクハングル講座 PART II」（対象者：「小学校三年生から六年生の子どもたち」）

（主催：とよなか子ども外国语学習推進事業実施協議会・事務局：豊中市教育委員会生涯学習社会教育課・主担：（財）とよなか国際交流協会「韓国・朝鮮のことばとあそびのつどい」実行委員会）

目的：日本ともとも身近な韓国・朝鮮のことばをまなび、民族楽器の演奏・料理・工作などを通じて、韓国・朝鮮文化にふれる。

- ① ハングルで名札を作ろう！
- ② ミニチャングを作ろう！
- ③ 料理（韓国風のり巻き・チゲ）を作ろう！
- ④ フィールドワークに行こう！
- ⑤ 韓国の遊びで体を動かそう！
- ⑥ 書芸に挑戦しよう！

講師：韓国人留学生

■ 豊中市「韓国・朝鮮のことばと遊びのつどい」（対象：「韓国・朝鮮籍の小学生、およびコリアにルーツを持つ小学生」）

（主催：「韓国・朝鮮のことばと遊びのつどい」実行委員会・とよなか国際交流協会）

市内の教員たちのつくる「韓国・朝鮮のことばと遊びのつどい実行委員会」という実行委員会形式をとり、とよなか国際交流協会の二者で運営。

目的：①日本の学校に通う在日朝鮮人の子どもが朝鮮民族の文化を知り、学びながら民族の自覚と誇りをやしなう。②在日朝鮮人の子どもが出会い、仲間づくりができる場として開催する。

- ① 自己紹介・オリエンテーション
- ② 料理実習・おやつ作り「ファチエ（花菜）・キルムトク（あぶら餅）」
- ③ パソコンでハングルのカード作り
- ④ ハングル会話・チャング
- ⑤ ハングル会話・イルムについての話し合い
- ⑥ パソコンでハングルの年賀状作り
- ⑦ ハングル会話・チャング
- ⑧ ハングル会話・チャング・ミニ発表会に向けて
- ⑨ ミニ発表会・六年生を送る会

講師：民族講師（大阪府民族講師団）

前者は日本人もふくめたすべての児童を、後者は在日朝鮮人児童のみを対象に、講師も本国からの韓国人留学生と在日朝鮮人の民族講師にしているという違いがある。いずれも、朝鮮語を獲得するには充分な時間と内容というわけにはいかないが、まずは自分の名まえを知り（朝鮮文字による五〇音図から）、あいさつことば程度の簡単な表現を学ぶ。運営を担当するとよなか国際交流協会の具圭三さんによると、将来的には、これらの講座の参加者が高校生くらいになった時に、リーダーになれるようにならうとしていることである。<sup>(3)</sup>

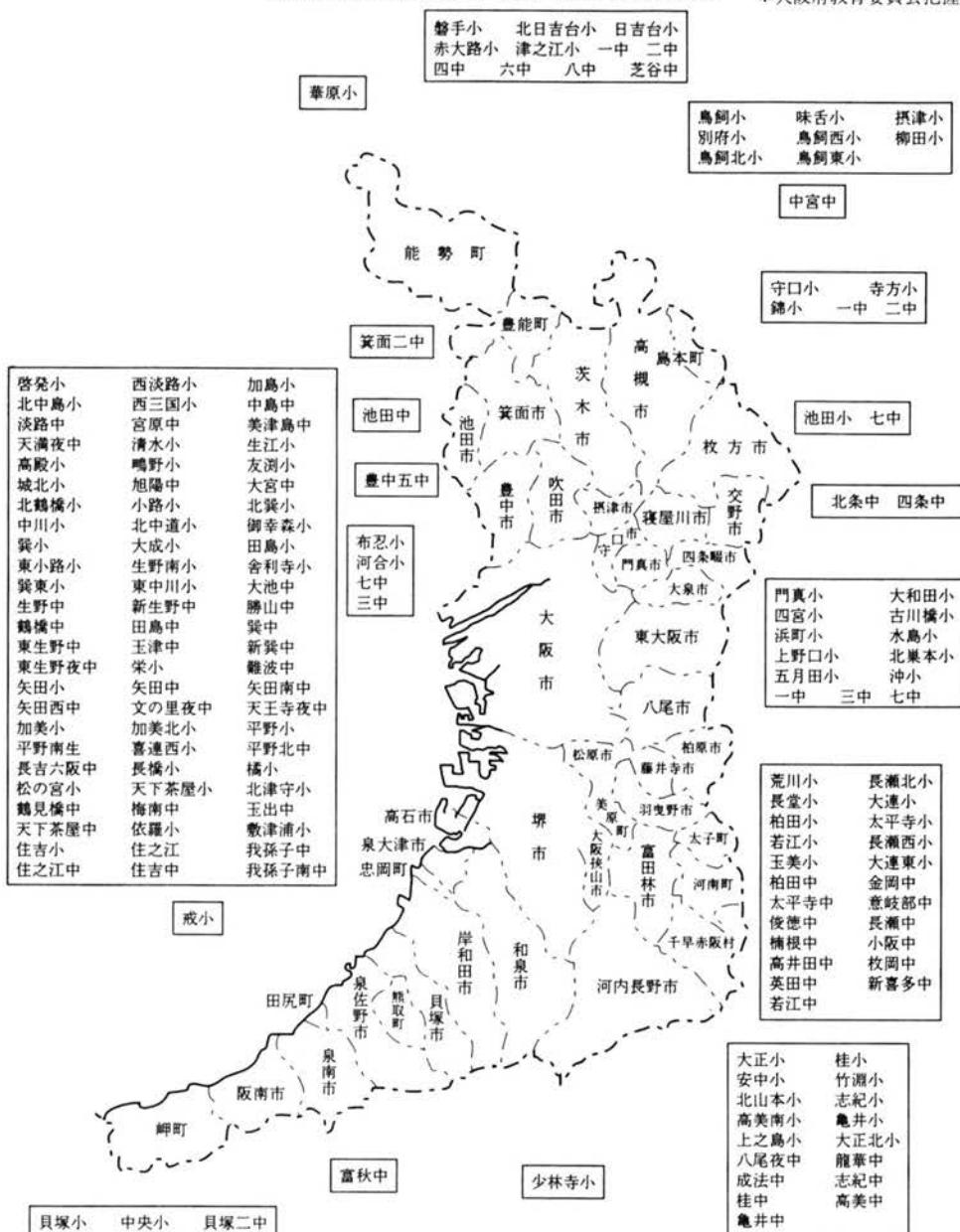
## 6. 公立小・中学校における民族学級内での朝鮮語教育

現在、大阪府内の公立小学校・中学校一五一校（二〇〇〇年度）で民族学級がとりくまれている<sup>(4)</sup>（図1参照）。公立学校でおこなわれてい

【図1】 大阪府民族学級分布図

大阪府内の民族学級設置状況（1999年10月現在）

\*大阪府教育委員会把握



(引用者注：朝鮮文化研究会を民族学級にカウントしているところもある)

[大阪府民族講師会 (2000)]

【表2】 大阪市立校園の在日外国人教育

	校園数	韓国籍 朝鮮籍 在籍数	本名率 (%)	その他の 外 国 人 在 籍 数	在 日 外 国 人 教 育 の 推 進 (%)				
					外 国 稷 児童生徒 の 把 握	在 日 外 国 人 教 育 研 修 会 の 実 施	年 間 指 導 計 画 へ の 位 置 づ け	在 日 外 国 人 教 育 推 進 の 共 通 理 解	サ ラ ム 等 活 用 し た 取 り 組 み
小 学 校	299	3,777	12.6	406	99.3	79.3	83.3	99.0	97.3
中 学 校	129	2,000	13.4	274	98.5	48.8	41.4	97.7	60.5
養護教育諸学校	10	32	37.5	3	100	60.0	10.0	90.0	10.0
中学校(夜間学級)	4	448	99.6	202	100	75.0	25.0	100	75.0
幼 稚 園	60	17	64.7	13		65.0	46.7		
高 校	25	570	10.5	33	88.0	80.0	8.0	96.0	0

(幼稚園は就学通知がないため、在籍数が明らかになりにくい。校種によりアンケートをとっていない項目は空欄になっている。)

〔大阪市外国人教育研究協議会2001年度アンケートより〕

る民族学級・在日朝鮮人教育については【宋基燁(ソンギヤン)】(全朝教大阪(ゼンノウガオハカ) (一九九九))【宋基燁(ソンギヤン)】(全朝教大阪(ゼンノウガオハカ) (二〇〇一))が詳しい。

「教育改革」がいわれる中、中央教育審議会は「生きる力」「ゆとり」「心の教育」をかけ、教育制度の弾力化・多様化を提言した。その中で、授業時間の削減・教育内容の三割削減があげられた。二〇〇二年四月からの新学習指導要領施行により、小中学校は完全週五日制になり、授業時間数も減る。「総合的な学習の時間」(総合学習)の開始により「国際理解」「情報」「環境」「福祉」をテーマに、小学生三年生以上で週三時間、中学校では学校の判断で週二~四時間実施する。このような状況の中で、民族学級も変化を迫られている。

二〇〇〇年から二〇〇一年にかけて、大阪市・府内の各地の小学校に開設された民族学級があいついで五〇周年を迎えた。北中道小学校・同中川小学校・北鶴橋小学校・小路小学校・加美小学校(以上大阪市立)・東大阪市立太平寺小学校の六校である。

民族講師は特別な資格はなく、十分な身分保障もなされていない現状がある。自らも民族学級出身者で民族講師になる者もある。大阪市の場合、府費による常勤講師と一九九二年からの「民族クラブ技術指導者招聘事業」による民族講師がいる。

大阪市立小路小学校の場合、在日朝鮮人の子どもたちが学ぶ「民族学級の学習」と日本人の子どもたちが学ぶ「国際理解の学習」、そして、日本人と外国人の子どもが一緒に学ぶ「合同国際理解の学習」の三本立てで学習をすすめている【大阪市立小路小学校(二〇〇二)】。

少々長くなるが、民族学級の「年間学習指導計画」(全三三時間――時間は四五分)から、ことばに関する部分を抜き出してみよう。朝鮮語の名称については、「ウリマル」「ウリマル(母國語)」「私たちの国の言葉」の三種類が使われている。

## 第一学年

四月 インサ（あいさつ） 日常用する簡単なあいさつを学ばせる。二時間

五月 「イルム（名前）」「イルムメダル作り」本名について知り、ウリマルで書かせる。歌とゲームを通して、自分と友だちの本名に親しみをもたせる。歌とゲームを通して、ウリマルで自己紹介ができるようにする。メダル（似顔絵と本名）を作らせ、本名に愛着をもたせる。三時間

六月 ノレノリ（歌遊び）「サントツキ（山うさぎ<sup>(5)</sup>）」「ウリナラコ——私たちの国の花」前月の作成した「メダル」を使用したゲームを通して、友だちの本名に愛着をもたせる。ノレを通して、ウリマルに興味をもたせる。三時間

六月 「クムガンサンの虎退治」民話を読み聞かせを通して、ウリマル・風習・衣装に楽しく触れる。また、カワイ・ハウ・ボ（ジャンケン）で遊ぶ。二時間

二月 「インサ——あいさつ——」一学期に学習した他に日常生活に欠かせない「インサ」を学び、礼儀を大切にする民族であることを再認識させる。三時間

## 第二学年

四月 インサ（挨拶）「行って来ます。ただいま。おやすみなさい。」日常用する簡単なインサ（挨拶）を学び、使用できるようにする。二時間

五月 「ノレチップ作り」——歌集作り——一年生で学習する予定のノレ（歌）の表紙を作らせ、学ぶ意欲と興味を持たせる。一時間  
五月 「イルム（名前）」歌「チヨウムマンナンチングキリ」ノレ（歌）を通して、ウリマル（母国語）に親しむ。ノレノリ（歌遊び）を通して、自分の名前に愛着を持たせ、友だちの本名に興味を持たせる。三時間

六月 「顔とからだ」福笑い、ノレやノリを通して、楽しく顔とからだの名称をウリマルで読み書きができるようにする。三時間

二月 「トンマル」——動物——児童の好きな動物をノレノリ（歌遊び）を通して、ウリマルで学ぶ。動物の鳴き声をウリマルで学ぶことから、世界にはいろんな国とことばがあることを知らせる。三時間

### 第三学年

六月 「ウリマル——教室にある物——」 教室で使用する文房具や机・いすなどのことばをノリ（遊び）を通してウリマルに興味を持たせ、日常的に使用できるようにする。四時間

九月 慣習「チュソック」ノレノリ（歌遊び）「パンダル（半月）」お正月につぐ大きな慣習である「チュソック」が、在日社会においても、大切に受け継がれていることを知らせる。また、「チュソック」に出される料理名をウリマルで覚えさせる。二時間

二月 ノレ（歌）「カナタラ」ウリマルの母音をもとに創られた童謡を学び、ウリマルに興味と学ぶ意欲を持たせる。一時間

二月 「ウリマル」ウリマルの歴史を学び「私たちの国のことば」として認識させる。基本母音と子音を学び、ウリマルの持つ豊かな響きを感じさせる。カ・ナ列を学び、簡単な単語を読み書きできるようにする。三時間

### 第四学年

四月 「イルムチャッキ」——名前さがし——「イルムチャッキ」を通して、自分と友だちの民族名に愛着を持たせる。二時間

九月 チュソック（秋夕）「チュソック（秋夕）」が在日社会においても、大切に受け継がれていることを知らせる。みんなが大好き朝鮮料理食文化も在日社会に脈々と受け継がれていることを知り、食べ物の名称をウリマルで言えるようにさせる。一時間

二月 「ウリマル」カギヤッビヨ 三年生のウリマルの学習を想起させ、カギヤッビヨ（ハングル表）を完成させ、読めるようになる。三時間

間

### 第五学年

六月 「ウリマル」ウリマルの歴史を学び、「私たちの国のことば＝国語」として認識させる。基本母音と子音を学び、簡単な単語を読み書きができるようになり、ウリマルの持つ豊かな響きを感じさせる。二時間

### 第六学年

五月 「マグネットづくり」本名のマグネットと民俗的な装飾を施したマグネットを美しく仕上げ、本名やウリナラに愛着を持たせる。五時

九月 「朝鮮市場のフィールドワーク」朝鮮市場の見学を通して、実際にふれながら、自ら課題を見つけ、調査し、解決させる。文化や人々と直接ふれあう。（ウリマル・生活様式・現在のウリナラの様子にふれる。）ウリナラと日本の関係史を学ぶ。以上、日本においても自分とウリナラを結ぶものがあることや通じるものがあることを感じ取らせる。四時間

二月 「自分自身のこと—本名—」一学期に学んだ「在日史（命のつながり）」、二学期の「朝鮮市場のフィールドワーク」の総まとめとして、「本名（民族名）」について考えさせる。通称名は「創氏改名」の歴史のなごりであることなどをビデオ等で正しく理解させ、本名で生きしていく力を培う。七時間

長い抜粋になつたが、六年間で総時間数は四五分授業でわずか一九八時間である（うち朝鮮語に触れる時間の抽出はむずかしい）。民族学級を通じて、民族名に「愛着を持たせる」ことに重きをおいている。名まえについてのとりくみだけでも多くの時間を割いていることがわかる。簡単なあいさつ言葉や在日朝鮮人社会における言語状況を反映した内容も見られる。

## 7. 民族学校

日本において朝鮮語教育をもつとも盛んにおこなつているのは在日朝鮮人の民族学校であろう。在日本朝鮮人総聯合会傘下の学校法人朝鮮学園の運営による朝鮮学校（幼稚班・初級学校・中級学校・高級学校・大学校）と在日本大韓国民団傘下の学校法人韓国学園（幼稚部・初等部・中等部・高等部）の二種類がある。ただし、韓国学園のうち、大阪の建国学園・金剛学園の二校は一条校のため、学校言語は日本語、教科書は文部科学省検定済み教科書となるため、民族科目（朝鮮語・朝鮮歴史・地理ほか）は課外に設定され、朝鮮語にふれる時間は極端に少ない。朝鮮学校は、日本の学校の新学習指導要領の実施の影響を受け、「新教育課程案」を二〇〇三年度から実施し、週五日制へむけて移行していく。

### 1. 朝鮮学校

二〇〇二年一月現在、全国の朝鮮学校は、初級学校六七校・初級学校六七校・中級学校四三校・高級学校一二校・大学校一校の計一二三校となっている（一九九五年時点で一四〇校）【毎日新聞】（二〇〇二）。長引く不況で保護者や同胞からの寄付金等が激減し、維持・運営に大きな影響をおよぼし、少子化による定員割れ問題や統廃合が深刻化している。

【表3・4】からもわかるように、朝鮮学校の児童・生徒は初級学校の六年間で総時間数五九二六時間から日本語の時間を除いた四九一五時間、中級学校では三年間で三四六五時間中、三〇一〇時間、九年間の総計で七九一五時間各教科目の授業を朝鮮語で受けることになる。そんな中で、「よみ」「かき」の書き言葉には相当程度の運用力をもつが、「きき」「はなし」の話し言葉にはなかなか習熟できていないようである。

自らも朝鮮初級学校出身である【徐映喜（一〇〇〇・一二一四）】は「朝鮮学校におけるいくつかの問題点と朝鮮語学習の方法」について、次のように整理している。

#### 問題点1 「日本語能力の低下」

問題点2 「正しい朝鮮語を習得しているのか？」

問題点3 「書き言葉の朝鮮語しか話せなくなってしまう傾向がある」

問題点4 「思春期になると朝鮮語を話すことを面倒に思う傾向がある」

#### 方法1 「日本語禁止」

方法2 「お昼時間には朝鮮語の漫画をテレビで放映する」

朝鮮語の運用能力低下の現状を開拓するため、「本場のウリマルを聞かせる必要がある」と現場の教員や保護者が要望して、共和国の高等学校で朝鮮語を教える二人の教員からなる朝鮮教員代表団を迎えた。二人は大阪朝鮮高級学校（一〇〇一年六月一日～二三日）と東京朝鮮高級学校（六月二六日～七月一三日）で会話指導と朝鮮語の授業をおこなった。

「大阪の学生らは抑揚に方言に入る傾向があり、東京はビヨンヤンにより近いのではないかと思いました。問答式に会話を進めると正確な

【表3】 朝鮮初級学校と日本の小学校のカリキュラム

学年	朝 日	国語		社会	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	体育	道徳	特別活動	総時数
		朝鮮語	日本語										
1	朝	340	*136	—	136	—	68	68	—	68	—	—	816
	日	—	272	68	136	68	68	—	—	102	34	35	850
2	朝	315	*175	—	175	—	70	70	—	70	—	—	875
	日	—	280	70	175	70	70	70	—	105	35	35	910
3	朝	280	*175	35	175	105	70	70	—	70	—	—	980
	日	—	280	105	175	105	70	70	—	105	35	35	980
4	朝	280	*175	70	210	105	70	70	—	70	—	35	1085
	日	—	280	105	175	105	70	70	—	105	35	70	1015
5	朝	245	*175	140 (70) 朝鮮地理	175	105	70	70	—	70	—	35	1085
	日	—	210	105	175	105	70	70	70	105	35	70	1015
6	朝	245	*175	140 (70) 朝鮮地理	175	105	70	70	—	70	—	35	1085
	日	—	210	105	175	105	70	70	70	105	35	70	1015

【表4】 朝鮮中級学校と日本の中学校のカリキュラム

学年	朝 日	国語		社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術家庭	英語	道徳	特別活動	選択科目	総時数
		朝鮮語	日本語												
1	朝	210	*175	140(70) 朝鮮地理	140	140	35	35	70	35	140	—	35	—	1155
	日	—	175	140	105	105	70	70	105	70	105	35	70	—	1015
2	朝	210	*140	140(70) 朝鮮史	140	140	35	35	70	35	140	—	35	—	1155
	日	—	140	140	140	105	70	70	105	70	105	35	70	—	1015
3	朝	210	*140	140(70) 近代・革命史	175	140	35	35	70	—	140	—	35	—	1155
	日	—	140	105	140	140	35	35	105	105	105	35	70	35	1015

\*印は、朝鮮学校での日本語は科目の種目としては外国語の意味。社会科目は当該学年での朝鮮史・地理科目を含む。授業時間は初・中級とも1単位45分である。

[ウリハッキョをつづる会(2001:140)より]

答えが返ってくるのですが、日常会話では間違った表現が多くて。『ウリマルを話せないのではなく、間違った用法が習慣化されつつある』といえます』

同時に、教員の授業も診断、発音・抑揚・速度や語尾につく日本語「ねー」などの言葉遣いをチェックしたことである【朝鮮新報（二〇〇一）】【朝鮮商工新聞（二〇〇一）】。

朝鮮学校卒業後の朝鮮語運用能力の低下を訴える者は多い。初級・中級・高級学校の一一年間で朝鮮語を相当程度獲得した者でも維持にはかなりの努力や相手が必要である。<sup>(6)</sup>

ちなみに現在、裁判所・検察・警察などの司法通訳で活躍しているのは、韓国出身で日本語が堪能な者が朝鮮学校出身者が多いという。司法通訳は内容が多岐にわたり、扱う事件の内容についても高い専門性が要求される。これに耐えうるレベルの高さを物語っていると思われる。大型のバラボラアンテナの設置により、共和国の朝鮮中央放送のテレビ番組の受信も可能であるが、設備をしている朝鮮学校はないようである。

## 2. 韓国学園

【表5・6】をみると、児童・生徒は初級学校の六年間で総時間数六五五一時間中七六六時間、中級学校では三年間で三六七五時間中、四二〇時間、九年間の総計で一一八六時間の授業を朝鮮語で受けることになる。民族科目以外はすべて文部省検定済み教科書を使い、日本語でおなわれる。

一条校である白頭学院建国高校では、特設教科として韓国語・韓国史・韓国地理・在日韓国人形成史をおいている。普通コース・特進コース以外に、一九九九年から「韓国文化特別コース」を設け、「教室はそのままソウル」というキャッチフレーズで生徒を募集している。特色として、次のようなものをあげている。

「韓国語の授業はもちろん、ホームルームもすべて韓国語」「韓国語の授業は、毎日一時間」「教材は韓国のビデオ。生きた韓国語がマス

【表5】白頭学院建国小学校の科目配当と時限

教科	学年別	1	2	3	4	5	6
		現況	現況	現況	現況	現況	現況
特設 教科	国語 社生	136	140	140	140	105 35	105 35
各 教 科 授 業 時 数	日語 社会 理科 算数 音楽 図工 家庭 体育	306 (生活 102) 136 68 68 102	315 (生活 105) 175 70 70 105	280 105 175 70 70 105	280 105 175 70 70 105	210 105 175 70 70 105	210 105 175 70 70 105
道 徳 特別授業		34	35	35	35	35 70	35 70
総授業時数		952	1015	1120	1155	1155	1155

注1) 社生=社会生活

注2) 日語は学校内での科目名。

注3) 特別活動は韓国舞蹈を含む。

白頭学院(1997)『1997学年度教育計画』19頁より

【表6】白頭学院建国中学校の科目配当と時限

科目	学年別	1	2	3
		現況	現況	現況
特設 教科	国語 国地	105 35	105 35	105 35
必 修 科 目	日語 社会 数学 理科 音楽 美術 保体 技家	210 140 175 140 35 35 70 70	175 140 175 140 35 35 105 70	210 105 175 140 35 35 70 70
道 徳 特別活動 選択科目(英語)		35 35 175	35 35 140	35 35 175
総授業時数		1225	1225	1225

注1) 国地=韓国地理

注2) 日語は学校内での科目名。

注3) 特別活動は韓国舞蹈を含む。

白頭学院(1997)『1997学年度教育計画』19頁より

ターでできます。(リアルタイムに韓国から送られてくるKBSのニュースが教材)」「コンピュータで、それぞれの力に応じた韓国語の学習ができます」「担任の先生は韓国からきた先生、本場の韓国語を学べます」「舞蹈やサムルノリなど韓国の伝統的芸能を学べます」「夏休みは韓国で語学研修」(白頭学院建国高校「韓国文化特別コース」チラシより)

在日朝鮮人二・三世の教員のほかに、朝鮮語を第一言語とする本国からの派遣教師がいて、一条校という制約の中、朝鮮語環境づくりに工夫をおこなっている。在日生徒クラスと本国生徒クラスに分けられているが、在日生徒で本国生徒クラスに入り、朝鮮語だけで授業を受ける者も

でてきているという<sup>(7)</sup>。

## 8. 高校の朝鮮語教育と大学入試

民族学校ではない日本の高校における外国语教育の中に、英語以外の外国语科目として朝鮮語がとりくまれるようになって三〇年以上がたつ。当初は、部落解放教育の延長線上で、在日朝鮮人生徒に対する人権教育・民族語保障の観点が強かったが、現在は日本人生徒の受講もふえている<sup>(8)</sup>。

文部科学省の調査によると、二〇〇一年七月現在、日本国内の高校で、朝鮮語教育をおこなっている所は一六三校・履修者数は四五八七人という。民族・国籍別の統計はないため、そのうち、在日朝鮮人生徒がどの程度になるかはわからない。

二〇〇二年一月、大学入試センター試験の外国语科目に「韓国語<sup>(9)</sup>」が導入された。センター試験を受けた約五五万人中、「韓国語」を選択したのは九九人であった。最高点は他の科目同様二〇〇点満点、平均点は最高の一六五・四〇点であった。試験の難易度からいえば、2~4単位の高校の授業では受験はむずかしい。ほとんどが朝鮮高級学校生徒・卒業生か韓国からの帰国生徒および韓国人生徒だろうと推測される。

【民族教育ネットワーク（一九九九・一二二）】は「教育改革に多民族・多文化共生の視点を民族教育ネットワークからの提言」で、「民族学校における母国語教育は、民族的アイデンティティの形成に欠くことのできないものとして位置付いている。民族学校卒業生や、日本の学校に学ぶ民族的マイノリティの子どもたちが、日本の大学を受験する際、語学試験として母国語を選択することが可能な試験制度の改革をすすめる」と提言しているが、当然の主張である。<sup>(10)</sup>

## 9. その他の学習の機会

学校教育の場ではないが、在日韓国学生同盟（韓学同）・在日韓国青年同盟（韓青同）・在日韓国青年連合（韓青連）・在日韓国民主統一連合（韓統連）などのような民族団体青年組織では、非常に熱心に朝鮮語が教え、学ばれている。多くは中学・高校まで民族語を学ぶ機会がなかつ

た者たちで、高校・大学入学等をきっかけに、朝鮮文字と発音から学びはじめる。韓国からの留学生を講師にすることもあるが、先に学んだ者が後から学ぶ者を教えるということが日常的におこなわれている。弁論大会も開かれたりしている。**【金昌秀（キムチャヌス）（一〇〇一）】**

朝鮮半島本国での学習の機会も以前に比べて最近ではふえてきた。長短期留学のほかに、在日朝鮮人の大学（院）生を対象にした、大韓民国教育部主催・教育部国際教育振興院主管の「母国春季学校」は、「毎年春休みを利用し、韓国ソウルで開かれる「春期学校」は祖国の〈民族〉〈歴史〉〈文化〉を学び、祖国に対する正しい認識を持った上で、韓民族としての自覚をはぐくむ貴重な場として好評を博して参りました。また、日頃同胞と接する機会の少ない学生同士の親睦と友情を育てる大切な場ともなっています。」という貴重な機会を提供している。

## 10. 教員養成はだれがおこなうのか？

民族語獲得・維持において、どんな人が教えるのかという問題は非常に大きい。実際には民族子ども会では言語面で朝鮮語の運用能力のない指導員が教えているケースもある。

朝鮮学校の場合は教員養成機関として、朝鮮大学校教育学部（師範科二年制・三年制・保育科・音楽科・美術科・体育科）があるが、現在は教員の多くが三・四世になりつつある。

ほかに、日本の大学の朝鮮語学科や朝鮮語圏（共和国・韓国・中国吉林省延辺朝鮮族自治州など）への留学等で学んだ者が考えられる。日本の中高校で教鞭をとるには教員免許が必要となるが、外国语（朝鮮語）以外の民族科目の免許というものは存在しない。

日本政府は、自国の利益になる日本語教員養成には積極的に支援をおこなっている。「日韓・日中アジア新世紀交流プロジェクト」では、二〇〇一年度・二〇〇二年度に韓国から日本語教師をめざす人各一七〇人を日本に招いて学習支援をしている。逆に、日本で朝鮮語を教える教員の養成には消極的である。

## 11. 教育にかかる経費はだれが負担するのか？

教育にかかる費用については、朝鮮学校・韓国学園（東京・京都）などのように、いすれも本国からの教育支援金はあるものの、各種学校あつかいの民族学校の場合、国や地方自治体からの助成金・補助金がないか、極端に少ないため、保護者の経済的な負担も相当なものである。日本育英会をはじめ一般の奨学金の対象からもはずされている。<sup>(11)</sup> 授業料・教科書・教材費・寄付金・通学費（学校が近くにない場合、遠距離通学や寮生活がいられる。以前は通学定期も学割が適用されなかつた）。在日朝鮮人は日本に暮らす中、納税の義務をはたしながらも、税金の使い道についての発言権（参政権）はない。

一〇〇一年一〇月二三日に開かれた「第三回日本・朝鮮教育シンポジウム——民族教育差別の解消と日朝国交正常化の早期実現を！」<sup>(12)</sup>（主催：日本教職員組合・在日本朝鮮人教職員同盟・日本朝鮮學術教育交流協会）では、日本政府・文部科学省の責任で、教育助成金を少なくとも私学並の水準で支給する。外国人学校に対する寄付金について指定寄付金制度の適用を認めるなどの当面の運動課題が提起された【朝鮮新報一〇〇一年一〇月一九日】。

## 12. 民族名と民族語獲得

日本各地で在日朝鮮人（外国人）教育がとりくまれているが、関西を中心に、七〇年代から今日に至るまで、三〇年もの間、「本名を呼び、名のる」教育をすすめようということに変わりない。在日朝鮮人の一割程度が日常的に民族名を名のつてゐるといわれているが、正確な統計はない。芸能界やプロスポーツ界を見ても、活躍する在日朝鮮人は多いといわれるが、民族名を名のつてゐる人は多くはない（李麗仙・洪仁順・朴保・趙博・Pushim（朴富心）・Sonim（成仙任）・徳山昌守（洪昌守）ほか）。また、日本で活躍する本国からのプロサッカー・プロ野球選手たちが当然のこととして民族名を名のつてゐることは在日朝鮮人や日本人にとつても「見える存在」となる意味は大きい。

朝鮮語読みであれ、日本語読みであれ、金・李・朴などの民族姓（伝統的な朝鮮式命名法ではなく、名前については、日本語の響きから名付

けられることが多い）を名のる人はまだ少ないのが現状だ。民族差別撤廃のとりくみや朝鮮語教育の普及とともに、民族姓を名のる人はふえてくると思われる。

筆者は、民族名を民族語の一部としてとらえられないかと考える。少しでも朝鮮語を教え、学ぶ場をふやすことが急がれる。「名のる」側、つまり在日朝鮮人にはばかり、負担を負わせてきた戦後の学校教育の場で、今後は「呼ぶ」側＝日本政府の教育行政のとりくみとして、朝鮮語や文化・歴史等を本格的に学べるように条件整備をしていかなければならないだろう。その時には、在日朝鮮人の子どもたちが、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校と、継続して民族語を学べるようになっていなければならない。どの時点でも学習をはじめられるように、また、学習は発展的であるようにしなければならない。高校では少しずつふえてはいるが、中学校からの外国語教育の中に、英語以外の科目として、朝鮮語を導入することも検討しなければならない。日本の学校での朝鮮語教育が普及することは、在日朝鮮人にとっての学習の機会の保証につながる。

### 13. むすびにかえて——民族語を学びはじめるために

以上見てきたように、民族語を獲得・維持することの困難性ばかりが目につく。そのため、これから課題は山積している。しかし、少しずつであれ、解決していくなければならない。

一九八四年四月に開講された日本放送協会のテレビ・ラジオ朝鮮語講座『アンニヨンハシムニカ？ ハングル講座』は、日本人だけでなく、在日朝鮮人にも朝鮮語を学ぶ機会を提供した（一九八二年度からは放送大学でも朝鮮語講座が開講される。ただし、講座名は「韓国語Ⅱ」（テレビ）・「韓国語Ⅲ」（ラジオ））。

二〇〇二年一月から、「大学入試センター試験」に新たな外国语科目として朝鮮語が加わったが、一条校ではない朝鮮学校や韓国学園の受験生にとっては受験資格自体がないし、二次試験で朝鮮語を課す大学が非常に限られていること、いや、それ以前の問題としてセンター試験の外国语を英語に限定する大学もあることなど、様々な障壁はある。しかし、これを契機に中学・高校での朝鮮語教育がより充実し、学習者がふえていくことは期待できるだろう。

日本語のわからない外国人観光客・外国人市民の増加につれ、公共交通機関や観光地での、朝鮮語もふくめた多言語表示やラジオなどの多言語放送もふえてきている。これらのことは間接的にせよ在日朝鮮人の民族語獲得・維持の環境づくりに寄与するものであろう。

在日朝鮮人の民族語獲得・維持は日本人の問題でもある。日本人が相手の言語を理解していくことの重要性は増すことはあっても少しもへらない。ましてや、日本政府や地方自治体の援助なしには実現は難しい。

そのためには学校教育の場においての条件整備が必要となる。

- ① 教える外枠（カリキュラム）をどうととのえるか。
- ② 教える中身（教科書・副教材）をどうつくっていくか。
- ③ 教える者（教員）をどう養成するか。
- ④ これらを実現するための諸費用をどう準備するか。

この研究であつかえなかつた在日朝鮮人一世以降の世代の朝鮮語の具体的な運用についての社会言語学的な調査・研究は今後の課題としたい。

### 【注】

- (1) 「朝鮮時報」一九九九年二月一日付け記事「朝鮮語の話者・学習人口は……日本での傾向」によると「在日朝鮮人で朝鮮語を話す人は、一世と朝鮮学校出身者を中心に、約一七万人と見積もられている」という。数字の根拠は示されていない。
- (2) 中川裕（一九九七・二〇六）によると、「ロシアの国勢調査の統計は非常に細かいもので、旧ソ連の場合十六歳になつたら自分が何人であるか自己申告で登録しまして、その時に自分の母語が何であるか、それ以外にロシア語とか他の言語が流暢に使えるかどうか、そういうのを細かくアンケートをとっています。そこで自分が何民族だと登録している人間がどこにどのくらいいるかという一覧がぱっと出るんですが。」という。
- (3) 北海道各地で子どもを対象にしたアイヌ語教室が開かれているが、そこでも「アイヌ語の先生になりたい」という者ができている【本田優子（一九九七・一六三）】という。
- (4) ここでいう民族学級とは一九四八年「大阪府知事覚書」に基づく教育課程外の民族学級、一九七〇年代の部落解放教育の高まりの中、自主的に開設された民族学級、一九九二年「大阪市立学校民族クラブ技術指導者招聘事業」の実施により開設された民族学級すべてをふくむ。高校の場合は放課後のサークル活動として朝鮮文化研究会がとりくまれてきたが、そのうえ近年は外国語科の中に朝鮮語が置かれるところがふえてきている。
- (5) サントックキは「山うさぎ」より「野うさぎ」。
- (6) 康哲虎（一〇〇二）「W杯サッカー母国語で応援」[朝日新聞]三月一七日付け「読者のページ」欄「ハングル講座を聞き始めて三ヵ月になる。小、

中、高と在日朝鮮人の民族学校に通った私は、ハングルの読み書き、話すことは、日本語と同じくらいに簡単に出来た。それが私の宝であり、自慢だった。ところが、韓国映画を見ても、ハングル会話が聞き取れず、つい日本語字幕を見てしまう。民族教育を終えて一四年、いつの間にか頭にあふれていたハングルは使わないうちに一つづつ忘れてしまった。(後略)

(7) 白頭学院建国学園PTA連合元会長Kさんからの聞き取りによる(二〇〇一年九月)。

(8) 【(財)国際文化フォーラム(二〇〇〇)】によると、一九七〇年代①人権教育型、一九八〇年代②修学旅行・姉妹校交流型・③国際コース・国際学科型、

一九九〇年代以降④単位制・総合学科型・⑤学校主導型・⑥個人開拓型・⑦韓国語専門教育型という分類をしている。

(9) センター試験での名称が「韓国語」になったことにより、【藤井幸之助(二〇〇一・一五七一六三)】でも指摘したように、すでに影響がでてきている。たとえば、高校生用英語副教材としてつくられた西澤俊幸・室井美雅子・サラ・ブロッカ(二〇〇一)【KOREA アンニョン! コリア】(三友社刊)では、本文の「全訳／解答」(別刷り)の注に、言語の名称について「日本でハングル・朝鮮語・韓国語・コリア語等の名称で呼ばれている言語は、二〇〇二年一月から大学入試センター試験に導入される科目名になら、「韓国語」とした」とある。また、二〇〇二年度からは放送大学でも朝鮮語講座が開講されることになったが、講座名は「韓国語(I)」(テレビ)・「韓国語(II)」(ラジオ)となつたのもその影響だろうか。

(10) 【原聖(二〇〇一・一)】によると、「フランスでは、一九八三年にガロ語がバカラレア(大学入学)試験選択教科のひとつとして認められた。ガロ語は、一九七六年に本格的な推進運動がはじまり(「ガロ語友の会」の結成)、一九八一年には、公立高校で言語教育が認められていた。わずかな期間で運動が前進したわけだが、この裏にはフレイス語の(戦前からの)長い運動があり、同じ地方ゆえにその認知の恩恵にあずかったともいえる。ほかの方言では二〇〇一年現在でもバカラレア試験教科に入った方言はない」という。

(11) 在日朝鮮人を対象にした奨学金として、朝鮮奨学会・在日朝鮮人教育会奨学金制度・在日韓国奨学会・在日本韓国学校PTA連合会奨学金制度などがある。

(12) 大阪朝鮮高級学校の場合は、最低でも入学費用(入学金、施設費、教育資料費(三年間)、傷害保険料(三年間)、運営費(四月分)、諸費用(体操服夏・冬、体育館シユーズ、学生カバン)、男子制服、ロッカー使用料(三年間、女子のみ)として、女子一九、五〇〇〇円・男子二十四、一〇〇〇円と、運営費として三〇、八〇〇〇円(月二八〇〇円×一ヶ月)かかる(二〇〇〇学年度大阪朝鮮高級学校『学校案内』より)。

(13) 【(財)国際文化フォーラム(一九九九)】【白山利信(一九九九)】を参照のこと。

#### 【参考文献】 発行年順

- 塙本勲(一九六四)「在日朝鮮人の言葉」『朝鮮語こぼれ話(2)』『朝鮮研究』三五、日本朝鮮研究所  
高史明(一九七二)「朝鮮語を知らない朝鮮人」『別冊経済評論』一〇号(全面特集・日本人と朝鮮人)  
金賛汀(一九七七)「朝鮮語を知らない朝鮮人」『祖国を知らない世代——在日朝鮮人』、三世の現実——田端書店  
熊谷明泰(一九八三)「在日朝鮮人の言語生活——南北朝鮮の言語政策との関連において——」『在日朝鮮人史研究』第一二号、在日朝鮮人運動史研究会  
神奈川県内在住外国人実態調査委員会(一九八六)「日本のなかの韓国・朝鮮人、中国人 神奈川県内在住外国人実態調査より」明石書店

- 卞喜載・全哲男（一九八八）『いま朝鮮学校で——なぜ民族教育か——』朝鮮青年社
- 任榮哲（一九八九）『在日・在米韓国人および韓国人の言語生活の実態』くるしお出版
- 京都大学教育学部比較教育学研究室（一九九〇）『在日韓国・朝鮮人の民族教育意識——日本の学校に子どもを通わせている父母の調査——』明石書店
- 金德龍（一九九〇）『三言語併用児の言語干渉に関する研究——朝鮮学校の生徒・学生の場合——』『教育心理学研究』第三八号
- 金德龍（一九九〇）『在日朝鮮学生たちの三言語併用に関する心理学的研究』金日成綜合大学出版社（原文朝鮮語）
- 金德龍（一九九一）『在日朝鮮人子女のバイリンガリズム』マーハ、ジョンニC・八代京子編『日本におけるバイリンガリズム』研究社
- 大阪人権研究会・大阪市外国人教育研究協議会（一九九二）『子どもの教育環境についてのアンケート調査報告書——大阪市における在日韓国・朝鮮人児童・生徒を中心として——』
- 山本雅代（一九九一）『バイリンガル——その実像と問題点——』大修館書店
- 姜智子ほか編（一九九一）『ウリマルテキスト マルマタン』民族教育促進協議会
- 塚本勲・金静子（一九九二）『在日韓国・朝鮮人の言語——一世・二世・三世を通して——』『国語学研究百年史』(4)、一潮閣（原文朝鮮語）（長谷川由起子訳）（一九九三）『権域』2、大阪外国语大学朝鮮語・文化研究会
- 宮脇弘幸（一九九三）『在日朝鮮学校子女の言語生態・民族意識に関する研究』『人文社会科学論叢』第二号、宮城学院女子大学人文科学研究所
- 韓先熙・金幸子（一九九三）『はじめての韓国語 カ・ナ・ダ・ラ・ハンブル』明石書店
- 韓國兵庫青年会議所企画 辻本久夫・李鐘順・殷宅基・岡本洋之・金泰泳・金孝・近藤とみお・洪浩秀・もりきかずみ（一九九四）『親と子がみた在日韓国・朝鮮人白書 在日韓国・朝鮮人と日本人の三つの意識調査』明石書店
- 定住外国人問題研究会（一九九四）『定住外国人に関する意識調査報告書』大阪府
- 閔寬植（金敬得・金容權訳）（一九九四）『在日韓国人の現状と未来』白帝社
- マーハ、ジョンニC・川西由美子（一九九四）『日本におけるコリアン維持状況』
- キム・リリーナ（一九九四）『朝鮮総聯の朝鮮語教育——コミニティ再生産のテクノロジー——』
- 鄭早苗・朴一・金英達・仲原良一・藤井幸之助編（一九九五）『全国自治体在日外国人教育方針・指針集成』明石書店
- 佐藤郡衛（一九九六）『日本における二言語教育の課題』広田康生編『多文化主義と多文化教育』明石書店
- 山本雅代（一九九六）『バイリンガルはどのようにして言語を習得するのか』明石書店
- 生越直樹（一九九七）『朝鮮語の社会言語学的研究』国立国語研究所編『日本語と外国語との対照研究(5) 日本語と朝鮮語』上巻・回顧と展望編、くるしお出版
- 版
- マーハ、ジョンニC（一九九七）『日本におけるコミニティ言語・現状と政策』
- マーハ、ジョンニC（一九九七）『日本のコリアン・バイリンガリズム』

以上二点は、国立国語研究所編『国立国語研究所シンポジウム第一回専門部会多言語・多文化コミュニティのための言語管理——差異を生きる個

人とコミュニティ——』凡人社

朴三石（一九九七）『日本のなかの朝鮮学校——二一世紀にはばたく——』朝鮮青年社

福岡安則・金明秀（一九九七）『在日韓国人青年の生活と意識』東京大学出版会

本田優子（一九九七）『アイヌ語教室の子供たち』

中川裕（一九九七）『少数民族の復興と継承——アイヌ語と——ニツフ語の比較』

以上二点は、札幌学院大学人文学部編『アイヌ文化の現在』（公開講座）北海道文化論第一三集、札幌学院大学生活協同組合

藤井幸之助（一九九八）『名まえは誰のもの?——在日朝鮮人と民族名——』全朝教編『これからのは在日外国人教育'98』

太田晴雄（一九九八）『学校言語を母語としない子どもの教育——アメリカの場合——』

深堀聰子（一九九八）『アメリカのバイリンガル教育——LEP生徒のメインストリーム化に向けて——』

李月順（一九九八）『朝鮮学校における朝鮮語教育——バイリンガル教育の視点から——』

以上三点は、中島智子編『多文化教育 多様性のための教育学』明石書店

大阪市教育委員会（一九九八）『チャモニ 在日外国人の幼児・児童・生徒の教育指導資料』

宋基燦（一九九九）『民族教育と在日同胞の若い世代のアイデンティティ——大阪のある公立小学校における民族学級の事例を中心として——』韓国・漢陽

大学校大学院文化人類学修士論文（未刊行・原文朝鮮語）

外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会（一九九九）『外国人住民の権利宣言』『外国人住民基本法』ブックレット

（社）大阪国際理解教育研究センター（一九九九）『在日コリアン高齢者へのホームヘルプサービス』現場からのメッセージ』

藤井幸之助（一九九九）『在日朝鮮人の言語生活と朝鮮語教育——朝鮮語を知らない世代がふえる中で——』新プロ「日本語」研究班I+言語政策研究会編

集『世界の言語問題』4 国立国語研究所

藤井幸之助（一九九九）『多言語社会ニッポン 朝鮮語①②』『ことばと社会』第一・二号 三元社

藤井幸之助（一九九九）『在日朝鮮人の言語状況と民族語使用権』言語権研究会編『ことばへの権利 言語権とはなにか』三元社

ヨコハマハギハッキヨ実行委員会・山本すみ子（一九九九）『韓国・朝鮮と出会いおう』（国際理解ハンドブック）国土社

（財）国際文化フォーラム（一九九九）『日本の高等学校における韓国朝鮮語教育 中國語教育との比較で見る』

白山利信編（一九九九）『日本の中等教育における英語以外の外国语教育』東京大学大学院人文社会系研究科米重文樹研究室

金蒼生（一九九九）『イカイノ発 コリアン歌留多』新幹社

民族教育ネットワーク（一九九九）『教育改革と民族教育 総合学習「工夫しだいで子どもが変わる』 講辞舎

大阪府民族講師団（二〇〇〇）『第一回大阪府民族講師団「教育研究集会』はぐくもう生きる力を』

徐暎喜（二〇〇〇）『朝鮮学校の「カ国語教育』（古石篤子研究会 慶應義塾大学湘南藤沢学会研究会優秀論文）

- 太田晴雄 (1990) 「ニューカマーの子どもと日本の学校」(国際社会学叢書ヨーロッパ編別巻2) 国際書院
- 末藤美津子 (1990) 「日本の学校におけるバイリンガル教育の展開」
- 小松和宏 (1990) 「様似アイヌ語教育の現状と課題——アイヌ語学習運動と学校教育を展望したうえで——」
- 宋英子 (1990) 「在日朝鮮人の子どもの日本語による教育からの乗り換え」
- 以上三点は、山本雅代編「日本のバイリンガル教育」明石書店
- 金順玉 (1990) 「もっと知ろうよ！ ハングル1 あいさつと文字」汐文社
- 大阪市立中川小学校 (1990) 「民族学級開設50周年記念誌」
- 金静子 (1990) 「在日韓国人一世の韓国語・日本語混用実態研究——大阪地域を中心として——」韓国・崇実大学校大学院国語国文学科博士学位請求論文 (未刊行・原文朝鮮語)
- 大阪市立小路小学校 (1990) 「民族学級開設50周年記念誌 トプロ ハムケ イ ハンギル——共にあゆむこの道を——」
- 大阪市立加美小学校 (1990) 「民族学級開設50周年記念誌 アンニョン セクトン」
- 大阪府民族講師会 (1990) 「第二回大阪府民族講師会教育研究集会 民族学級50周年—果たしてきた役割と未来への可能性」
- 李節子 (1990) 「在日外国人の人口動態 [韓国・朝鮮] 1990年版」在日本大韓民国民団二世紀委員会「くらしつくり部会」
- 金美善 (1990) 「在日コリアンの言語接触に関する社会言語学的研究——大阪市生野区周辺をフィールドとして——」大阪大学大学院文学研究科日本学専攻提出博士論文 (未刊行)
- 賀来弓月 (1990) 「内なるものと外なるものを——多文化時代の日本社会——」日本経済評論社
- 藤井幸之助 (1990) 「多言語社会ニッポン 朝鮮語＝韓国語④」「ことばと社会」第五号 三元社
- 植田晃次 (1990) 「『縦聯朝鮮語』の基礎研究——そのイデオロギーと実際の重層性——」「正しや」への問い合わせ 批判的社会言語学の試み 三元社
- 大阪市教育委員会 (1990) 「在日外国人教育基本方針——多文化共生の教育をめざして——」
- 金順玉 (1990) 「もっと知ろうよ！ ハングル2 かぞえ方と発音」汐文社
- 金順玉 (1990) 「もっと知ろうよ！ ハングル3 くわしとあそび」汐文社
- (財)入管協会 (1990) 「1990一年 (原題元号) 版在留外国人統計」
- 佐藤郡衛 (1990) 「学校における母語教育——学校・行政・ボランティアの多元的なソフトワークの構築をめざして——」佐藤郡衛「国際理解教育 多文化共生社会の学校づくり」明石書店
- 原聖 (1990) 「フランス語圏の方言復興運動について」「多言語社会研究会 NEWS LETTER」No. 10 多言語社会研究会
- 岡本雅享 (1990) 「特別企画 人種差別撤廃委員会の最終見解を読む パート1・2」[法学セミナー] No. 559・560
- 岡本雅享 (1990) 「国連人種差別撤廃委員会での日本政府報告書審議 国際社会の声はいかされるか 国際基準から見た在日韓国・朝鮮人の人権・教育」『民権協ニュース』八月号 No. 128

全朝教大阪（二〇〇一）「多民族・多文化共生の未来を学校から 大阪からの発信 在日朝鮮人教育三十年のあゆみ」（『むくげ』一六六号）

青木直子・尾崎明人・土岐哲編（二〇〇一）「日本語教育学を学ぶ人のために」世界思想社

真田信治（二〇〇一）「第一言語の習得」ダニエル・ロング・中井精一・宮地弘明編『応用社会言語学を学ぶ人のために』世界思想社

梁石日（二〇〇一）「魂の流れゆく果て」光文社

小倉紀藏（二〇〇一）「朝鮮語教育」という亀裂とコスモス——イデオロギー還元主義・全体性・〈コンセプト〉——「韓国、ひき裂かれるコスモス」平凡

ウリハッキヨをつづる会（二〇〇一）「朝鮮学校ってどんなとこ?」社会評論社

K O B E 外国人支援ネットワーク編（二〇〇一）「日系南米人の子どもの母語教育」（在日マイノリティースタディーズ②）エピック

藤井幸之助（二〇〇一）「多言語社会ニッポン 朝鮮語＝韓国語⑤」『ことばと社会』第六号 三元社

玄善允（二〇〇一）「在日」の言葉 同時代社

高等学校韓国朝鮮語教育ネットワーク西日本ブロック「学習のめやす」研究チーム（二〇〇二）「高校生のための韓国朝鮮語1 好きやねんハングル」試用版

白帝社

### 【新聞・雑誌記事】

在日同胞の生活を考える会（仮称）（一九九〇）「特集・ウリマルが消える」「ウリ生活」第六号

「イオ」編集部（一九九八）「特集・朝鮮語がウリマルになる時」「イオ」一月号 朝鮮新報社

「イオ」編集部（二〇〇〇）「特集・ここがへんだよ」「在日朝鮮語」在日同胞が使うウリマルを考える」「イオ」四月号

（財）国際文化フォーラム（二〇〇〇）「高校教育のなかの韓国朝鮮語」「国際文化フォーラム通信」No.48

「統一祖国でも通じるウリマルを 東京朝鮮第三初級学校」（二〇〇一）『朝鮮新報』七月九日（原文朝鮮語）

「十分なレベル 課題は日常化」 本場のウリマル講師に学ぶ（二〇〇一）『朝鮮新報』七月二〇日

「学生のウリマルスキルアップを! 朝鮮教員代表団、東京・大阪朝高で“本場”的指導」（二〇〇一）『朝鮮商工新聞』七月二十四日

金昌秀（二〇〇一）「なぜ韓国語会話教室を開くのか」上・下（二〇〇一）『民族時報』一〇月一二日・一一月一日

連載「崩れるコトバ、ウリマルが危ない」（全八回）（二〇〇一）『朝鮮商工新聞』一月六日～二月二五日

「相次ぐ朝鮮学校の閉校 不況で寄付金激減「多文化共生」危機に」（鶴飼健）（二〇〇一）『毎日新聞』一月九日（大阪版）

「特集・在日コリアン権利宣言」（二〇〇一）『RAIK通信』第七一号、在日韓国人問題研究所

連載「ウリマル 民族性の証し」①（二〇〇一）『朝鮮商工新聞』三月一二日

【ホーマーク】

〔ムカシナニヌエキ〕 <http://www.pure.ne.jp/~tokkabi>

〔趙義成の朝鮮語教室〕 <http://www.nicol.ac.jp/choes/>